令和５年 12 月８日
医療法人　恵会
病院長　戸川　恵

面会制限について

年末年始に新型コロナウイルス感染拡大（10 波）の可能性があること、現時点で長崎県ではインフルエンザがまん延していることなどから、長崎県の各医療機関が感染対策をどのようにするか検討していることを踏まえ、当会では入院患者様、ご入居者の命を守るために、現在の感染対策を継続することとします。

尚、今後の感染状況によって、随時見直しを図ってまいりますので、ご理解ください。

記

面会制限について（継続）

〇面会は１人につき、１週間に延べ３人まで可。**面会時間は 15 分以内**とする。

例：A さんが週に３回面会に来る。

A さん B さん C さんがそれぞれ１回ずつ面会に来る。

（高校生以下は面会禁止）

平日：10 時～17 時　　土曜日：10 時～12 時　　日祝日：面会なし

主治医の特別な許可を受けた患者は面会可。

マザリーも同様とする。

※令和５年 12 月 30 日（土）から令和６年１月３日（水）までは面会できません。

入館制限（業者含む）**について**（継続）

〇県外からの来訪者の入館を制限しない。

但し、外国在住者および外国渡航歴のある方は、帰国（来日）から、１週間経過後に入館可とする。

〇当院内はマスクを着用する。**布マスクは不可**。（売店で販売）

外出・外泊について（継続）

〇外出は必要最小限とする。

〇外泊は禁止（継続）